

# 上水道・簡易水道料金を改定します

## ～令和2年6月請求分から～

広報みささ（令和元年11月号）等でお知らせしているとおり、三朝町では令和2年6月請求分から水道料金等に新料金体系を適用します。

### 上水道・簡易水道の現状

三朝町の上水道事業は昭和32年度に事業を開始し、また、簡易水道は町内各集落で管理していたものを平成9年度に町管理に移行し給水を続けています。

上水道、簡易水道ともそれぞれ独立した会計で運営していますが、いずれも人口減少により料金収入（使用水量）が年々減少を続けています。一方で、安心して飲める水道水を供給するため、施設整備や維持管理に努めていますが、上水道・簡易水道とも施設設置から年数が経過しており、施設管理費の削減が困難な状況となっています。また料金についても、上水道は平成7年、簡易水道は平成19年以降改定（本体価格）を行っていません。

町では事務事業の見直しや経費削減などに取り組んできましたが、上水道事業では繰越欠損金が生じ、簡易水道事業では一般会計からの繰入金が必要となるなど、経営状況は年々厳しさを増し現在の使用料収入による独立採算が困難な状況となっています。

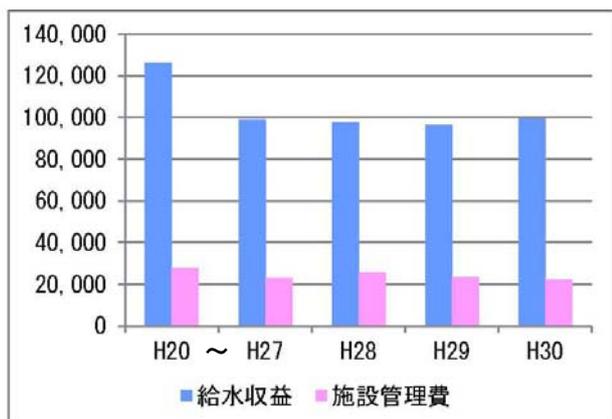
この状況が続くと、将来的に簡易水道事業に対する繰入金が増加することや、上水道事業でも新たに繰入金が必要となるなど、一般会計の運営にも影響を与えることとなります。

このことから、町では計画的な料金改定に着手することとしました。

引き続き安心して飲める水道水の供給のため、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

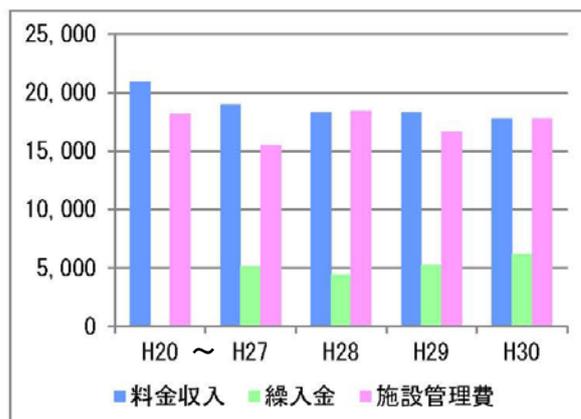
### 上水道事業の決算状況（単位：千円）

（今以上の施設管理費の削減が困難な状況）



### 簡易水道事業の決算状況（単位：千円）

（一般会計からの繰入金が必要）



## 料金改定の方針

- 1期を3年とし、全5期（15年）にわたる段階的な改定
- 第1期（令和2年度改定分）は基本料金のみを改定（以後は超過料金と交互に改定を検討）
- 上水道と簡易水道の基本料金差額を縮減（超過料金は既に同一）

## 改定料金表

改定料金（税抜）は下表のとおりです。

令和2年6月請求分（5月検針分）から適用します。

### 【上水道料金】

口径 mm	基本料金（円）	
	改定前	改定後
13	800	<b>850</b>
20	2,000	<b>2,150</b>
25	3,800	<b>4,000</b>
30	5,200	<b>5,500</b>
40	7,300	<b>7,800</b>
50	12,000	<b>12,600</b>
75	22,000	<b>23,000</b>
100	33,000	<b>34,000</b>

### 【簡易水道料金】

口径 mm	基本料金（円）	
	改定前	改定後
13	600	<b>700</b>
20	1,800	<b>2,000</b>
25	2,880	<b>3,200</b>
30	3,900	<b>4,400</b>
40	5,460	<b>6,200</b>
50	9,000	<b>10,100</b>

※表の金額に消費税は含まれません。

※基本料金のみで改定で、超過料金や基本水量に変更はありません。

※広報みささ（令和元年11月号）も併せてご覧ください。

<http://www.town.misasa.tottori.jp/~misasa01/kouhou/2019/1911/index.html>

（水道料金の改定 P3）

【お問い合わせ先】

三朝町役場 建設水道課 上下水道係

TEL : 0858-43-3502(直通)